

維新の会の光本圭佑でございます。

第14回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は、7点、

「本市のたばこ対策について」

「学校園の空調使用ルールについて」

「学校園の熱中症対策について」

「体罰等不祥事における給与・処遇への反映について」

「各種税金や公共料金のキャッシュレス決済について」

「乳児用液体ミルクの備蓄について」

「市長の政治姿勢について」

です。

それでは、早速質問に入ります。

(1. 本市のたばこ対策について)

平成30年6月に「尼崎市たばこ対策推進条例」が制定されました。

それから約1年半経ちますが、残念ながら市内でポイ捨て・歩きたばこ・路上喫煙などの課題が大きく改善された感じがしません。

そもそも、たばこ対策にかける予算を見ると、

平成30年度 条例制定や普及啓発もあり、予算は969万3000円

令和元年度 普及啓発として、予算は217万9000円

となっており、750万円ほど令和元年度の予算は減っています。

その内訳のうち、

清掃にかけた219万円は令和元年度からは業務課の予算に、

フォーラム・イベントの条例施行に伴う経費として、191万円、

これらの合計410万円を差し引いても、それでも純粋に340万円ほど予算が減っています。

Q1.そこでお尋ねします。

条例を制定し、たばこ対策にさらに力を入れて行く必要のあった本年度の予算を大幅に減らした理由は何でしょうか。また、大幅に減らされた予算の中で、本年度どのような成果と課題があったのでしょうか。教えてください。

(2. 学校園の空調使用ルールについて)

9月の決算特別委員会の総括質疑で「学校園の空調使用ルール」について質疑させていただきました。

その中で、「設定温度は28℃程度、使用期間は6月15日から10月15日までとして、各校・各園で生活環境に合わせて、工夫して使用していただいております。なお今年度、幼稚園の保育室へのエアコン設置が完了し、すべての学校園に設置できたことや、冬期の暖房をストーブからエアコン使用にすることで、エアコンの効率的な使用、さらに、児童生徒が安全に生活できるよう、学校園の意見も取り入れ、運用基準を見直しているところがございます。」というご答弁がありました。

その後、担当課ともお話をさせていただきましたが、運用基準を見直す中でも「温度(気温)」が考えの中心になっており、湿度などが考慮に入れられていません。

運用基準は熱中症を予防する観点で作成すべきであり、それには気温だけで見るのではなく「暑さ指数(WBGT)」で空調の使用を判断すべきです。

暑さ指数は環境省も推奨しており、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。

Q2.そこでお尋ねします。

エアコンの運用基準を新たに作る際に「暑さ指数(WBGT)」を取り入れるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(3. 学校園の熱中症対策について)

今年6月の一般質問で、戸田市教育委員会が打ち出した「熱中症予防のための小中学校の夏季休業中の活動方針」に触れ、尼崎市でも各学校長の判断に委ねるのではなく、市教育委員会がイニシアティブを取って教育委員会が方針を打ち出すべきだと提案させていただきました。

その後、7月18日に「尼崎市立学校園における熱中症予防等に向けた対応について」「熱中症予防運動指針(尼崎市版)」が発表されました。

そこにはしっかりと「暑さ指数」という言葉も使われており、教育委員会が「暑さ指数」を認識していることが分かります。

Q3.そこでお尋ねします。

「熱中症予防運動指針(尼崎市版)」では運動実施の可否の判断に「暑さ指数」を用いていますが、実際に学校園の現場では屋外や体育館やプールの「暑さ指数」をどのようにして測定しているのでしょうか。教えてください。

(4. 体罰等不祥事における給与・処遇への反映について)

7月19日、尼崎市立尼崎高等学校のバレー部及び硬式野球部での体罰事案について、対象教員に停職や減給の懲戒処分が出されました。

この体罰事案を受け、教育長は8月29日に給料の月額額の10分の1の80,500円の自主返納をされています。

一方で、7月19日の発表の際に、教育委員会事務局職員に対する措置として、

教育次長(指導担当) 教育長口頭厳重注意

学校教育部長 教育長口頭厳重注意

学校教育部次長 教育長口頭厳重注意

幼稚園・高校企画推進担当課長 教育長口頭厳重注意

がされたと発表されました。

Q4.そこでお尋ねします。

懲戒処分や文書厳重注意などのさらに重い選択肢がある中、任命権者である教育長はどのような考え・判断で教育長口頭厳重注意に留めたのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(5. 各種税金や公共料金のキャッシュレス決済について)

6月の一般質問で各種税金のキャッシュレス決済について「クレジットカード納付については、令和3年1月稼働予定の税務系新システムに併せて導入について検討している。」という前向きなご答弁をいただきました。

各種税金がクレジットカード納付できるようになることは喜ばしいことで1つ前進とは思っていますが、世の中はQRコード決済に進んでおり、周回遅れの感じも否めません。

Q5.そこでお尋ねします。

令和3年1月稼働予定の税務系新システムでは、QRコード決済も可能な仕様になるのでしょうか。教えてください。

(6. 乳児用液体ミルクの備蓄について)

9月の一般質問で乳児用液体ミルクの備蓄について「流通備蓄として供給する予定。一般市民の認知度がまだ低く、災害時の需要判断が現時点では難しいという課題がある。また、品質を保てる期間が短く、アレルギー対応の商品がないなどの課題もあることから、まずは、流通備蓄として対応する。今後の認知度や需要数の高まりなど、その実態把握に努め、避難所への備蓄の配置について時勢に応じた判断をしたい。」というご答弁がありました。

Q6.そこでお尋ねします。

「アレルギー対応の商品がないのが課題」というのがよく分かりません。流通備蓄であろうとお渡しする際には「アレルギー未対応」と説明することに変わりはないはずですが、逆にアレルギー対応の商品が販売されれば避難所への備蓄を行うということでしょうか。

(一問一答 Q1-1)

本市のたばこ対策の今後の方向性がよく分かりません。

Q1-1.そこでお尋ねします。

現在市内の駅 4 ヶ所にある JT 寄贈の囲いのある公設の喫煙所をこれからも増やして行くのか、駅前の路上喫煙禁止区域を増やして行くのか、今後の方向性を教えてください。

(一問一答 Q1-2)

駅前の路上喫煙禁止区域を増やして行く方向性の中で、他の自治体では路上喫煙禁止区域での違反に対して過料を科しているところもあります。

芦屋市では、過料を徴収するのに人件費などで 3,000 万円ほどのコストをかけています。

Q1-2.そこでお尋ねします。

本市では路上喫煙禁止区域での違反者に対して過料を科すことについて、市内でどのような検討・議論が行われているのでしょうか。本市として過料は導入しないと結論が出ているのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q1-3)

市民まつりや地域のまつりなどでも「尼崎市たばこ対策推進条例」の普及啓発を行っていますし、路上喫煙禁止区域を明確にするために電灯やバス停支柱などに路上喫煙禁止区域を示す幕を張ったりもしていますが、まだまだ浸透しているとは言えません。

路上喫煙禁止区域の道路ペインティングも、滑りやすくなってしまいうリスクや、メンテナンスのコストなどの課題もあります。

しかしながら、本気でたばこ対策に取り組むにはそれなりの予算を確保する必要があります。担当職員が他の業務と並行して毎週路上喫煙の見回りを行うには限界がありますし、担当職員のやる気や気概だけでは乗り越えられない壁があります。

Q1-3.そこでお尋ねします。

令和 2 年度は路上喫煙禁止区域を見回る専用の人材を配置し、パトロールによる注意喚起と普及啓発を行ってはいかがでしょうか。過料を導入するかどうかの判断材料を得ることに繋がると思っています。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-4)

兵庫県が受動喫煙の防止等に関する条例を見直しました。

それに伴い、2019年7月1日からと、2020年4月1日からの2段階で学校、病院、官公庁をはじめ多数の人が出入りする建物内や敷地内などが禁煙になります。

Q1-4.そこでお尋ねします。

市が指定した路上喫煙禁止区域内で、喫煙ができるスペースを作ろうとする飲食店や事業者が想定されます。そういった事業者等に対してどのように指導をしていくのでしょうか。また、現在の担当課のマンパワーで対応できるのでしょうか。増員が必要なのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q2-1)

「暑さ指数」を知るには専用の測定器が必要となります。

JIS 規格の WBGT 測定器でも価格帯は 1 台 2000 円台から 50000 円を超えるものまであります。

Q2-1.そこでお尋ねします。

エアコンの使用を判断するために、学校園に暑さ指数を調べる WBGT 測定器を設置するとした場合、どれだけの予算が必要になるのでしょうか。算定根拠も含めて教えてください。

(一問一答 Q2-2)

児童生徒を熱中症から守る、また、エアコンの明確な運用基準のもと快適な環境下で勉学等に励んでもらうためには、暑さ指数を調べる WBGT 測定器はすべての学校園に不足なく設置するべきです。

Q2-2.そこでお尋ねします。

WBGT 測定器の設置について、教育委員会のご見解をお聞かせください。

また、市の政策を査定する総合政策局は WBGT 測定器の設置について、どのような考え・認識をお持ちでしょうか。併せてご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q3-1)

「熱中症予防運動指針(尼崎市版)」では運動実施の可否の判断に「暑さ指数」を用いています。

Q3-1.そこでお尋ねします。

「熱中症予防運動指針(尼崎市版)」を遵守するには、暑さ指数を調べる WBGT 測定器が屋外や体育館にも必要になると思われますが、いかがお考えでしょうか。

(一問一答 Q4-1)

教育委員会事務局職員への口頭嚴重注意処分が適正だったとしても、体罰事案で停職や減給の懲戒処分が出された対象教員の管理・監督が出来ていなかったという点で言えば、教育委員会事務局職員にも責任はあるのではないのでしょうか。

Q4-1.そこでお尋ねします。

教育委員会事務局職員は自主返納やボーナスのカットは考えなかったのでしょうか。
ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q4-2)

Q4-2.

また、勤務成績評定は平成30年11月1日～令和元年10月31日までの期間が反映されるとされていますが、今回の体罰事案についての評価も含まれているのでしょうか。

(一問一答 Q4-3)

Q4-3.

勤務成績評定上のマイナス評価、つまり減額は次のボーナス等(昇給)に反映されることになるのでしょうか。

(一問一答 Q4-4)

人事評価にメリハリを持たせるには、信賞必罰の人事制度を確立するべきです。

Q4-4.そこでお尋ねします。

人事評価制度や処分の給与処遇への反映について、今回の体罰事案を踏まえて検討の余地はありますか。

(一問一答 Q5-1)

他自治体では各種税金や公共料金の QR コード決済が進んでいます。

Q5-1.そこでお尋ねします。

本市では各種税金や公共料金の QR コード決済について、どのような計画やご見解をお持ちでしょうか。

(一問一答 Q6-1)

江崎グリコ株式会社は、総合医療メーカーのジェクス株式会社開発の紙パック用の乳首「チュチュ 紙パック用専用乳首」を11月末に発売しました。

これを用いれば哺乳瓶に飲料を移し替えることなく、紙パックに装着してすぐに飲むことができます。

乳児用液体ミルクは販売している明治も、同社の液体ミルク缶に市販の乳首をつなぐ専用アタッチメントを来春から6缶セットに付けると発表しています。

Q6-1.そこでお尋ねします。

災害時を想定すれば、乳児用液体ミルクを避難所に備蓄、または、流通備蓄する際に、専用乳首もセットにすることが望ましいと思いますが、ご見解をお聞かせください。